

都市計画とは

都市計画とは、みなさんが住んでいるまちや村に秩序を与え、市民生活が安全で快適かつ機能的なまちづくりが行えるように、土地利用や都市施設などを総合的・一体的に計画するものです。

都市計画区域とは

都市計画区域とは、自然的・社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発し、及び保全する必要がある区域をいいます。

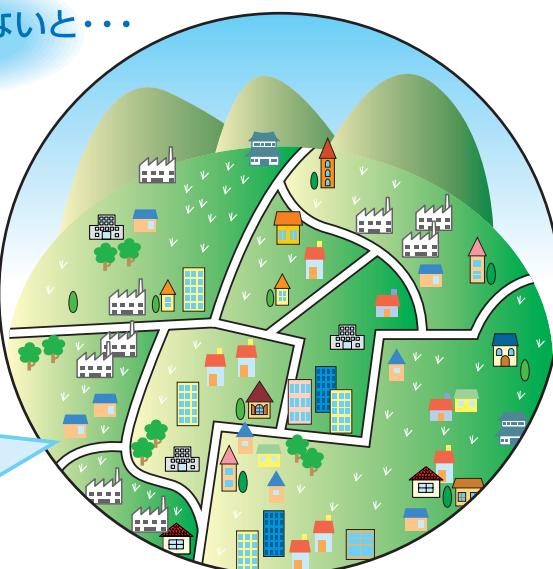
都市計画区域の見直し

合併により新しい南あわじ市が誕生しましたが、新市には現在3つの都市計画区域が指定されているほか、旧三原町など都市計画区域外の地域もあります。

新市においては、南あわじ市を一体的に整備・開発及び保全していくため、都市計画区域を見直す必要があります。

都市計画がないと…

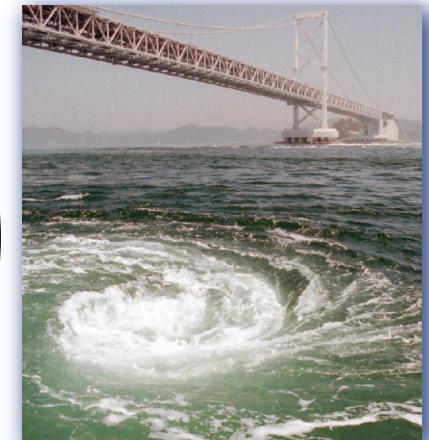
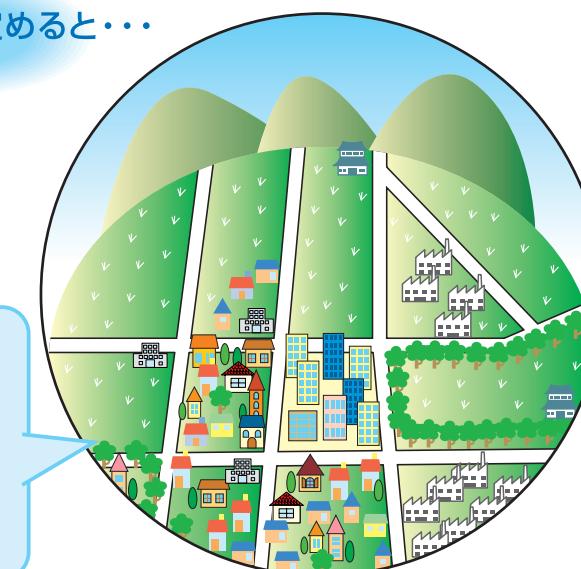
- ・工場の横に住宅
- ・高い建物が混在
- ・田んぼが点在
- ・無秩序な開発
- ・道路が狭い
- ・下水道がない
- ・公園がない



都市計画によるまちづくりのイメージ

都市計画を定めると…

- ・住宅、店舗、工場などの区分け
- ・都市と農村の調和
- ・広い道路
- ・下水道の整備
- ・身近な公園
- ・安心・安全なまちづくり



都市づくりの目標

- 生活の質を向上させる都市づくり
- にぎわいと活力を生み出す都市づくり
- 安心して暮らせる安全な都市づくり
- 広域的な交流と連携の都市づくり

(「都市計画区域マスタークリーン等の見直し基本方針:兵庫県」より)

都市計画区域指定の効果

◇地域独自のまちづくりが可能となります

都市計画マスタークリーンにより、地域ごとのまちづくり計画を策定することができます。必要に応じて、地区計画制度や都市計画の提案制度等を活用することで、その地区にあった住みよいまちづくりへの取り組みができるようになります。

◇市全域での環境づくりを進めます

豊穣の大地と海を守るためにあっての環境づくりに向けて、秩序ある土地利用の誘導や適正な開発が可能となります。これにより、自然環境の保全や活用を図るとともに、山林や里山、海辺、河川、田園などの多様な景観の維持・向上を図ります。

◇共通のルールによる住みよいまちづくりが進められます

土地の使い方や建物の建て方について、建築基準法の「集団規定」が適用されるなど、開発や建築の水準を一定に保つことが可能となったり、一定の幅員がある道路の確保による緊急車両の円滑な通行、災害時の避難経路確保など、安全で安心できるまちづくりが可能となります。
(「集団規定」の内容については、裏面参照)

◇都市基盤の整備が可能となります

快適な生活を営むための道路、公園、下水道などのまちづくりに必要な都市基盤施設の整備を計画的に行うことができます。

◇都市計画は住民に公開されます

都市計画を定める時は、説明会などにより計画が公開され、住民の意見を聴いて決定されます。決定後は、計画が一般に縦覧されます。

都市計画区域再編(案)

3つの都市計画区域(現在)



南あわじ市を一体的に整備、開発及び保全するため、都市計画区域を見直します。

現在の都市計画区域外(旧三原町全域および旧緑町の一部)を、都市計画区域に編入します。

一體的なまちづくりが可能となる都市計画区域に

